

## 重度障がい者医療所得制限限度額（3歳～中学生）

（限度額は年度によって変更になることもあります。）

扶養親族等の数(人)	所得額	収入額（目安）
0	6, 220, 000	8, 333, 000
1	6, 600, 000	8, 756, 000
2	6, 980, 000	9, 178, 000
3	7, 360, 000	9, 600, 000
4	7, 740, 000	10, 021, 000
5	8, 120, 000	10, 421, 000
加算額	老人控除対象配偶者 または老人扶養親族1人につき 60, 000円	-

重度障がい者医療の所得判定には、下記の控除が適用されます。

雑損控除額	控除相当額
医療費控除額	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除額	控除相当額
障害者控除	270, 000円
特別障害者控除	400, 000円
寡夫・寡婦控除	270, 000円
特例（特別）寡婦	350, 000円
勤労学生控除	270, 000円

【問合せ先】

筑紫野市国保年金課医療年金担当  
TEL 923-1111（内線351・352）